

# 食物アレルギー 研修②

## 本校での食物アレルギー対応

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出している場合のみ対応する。



※表面の“アナフィラキシー/食物アレルギー欄”を活用

提出がなく、対応する場合

→個別対応  
(アレルギーがない人のみ)

例：牛乳を飲むとお腹を下す。  
(乳糖不耐症)等



→食物アレルギーではないので、教室  
(担任) 対応



## 注意点

・原因食物だけを気をつけるのではなく  
それが含まれる食品も提供をしない。

例：小麦→



鶏卵→



## 注意点

・給食で提供されないものが出るような  
調理実習、校外学習、泊を伴う活動で  
は気をつける。

例：



## 注意点

・「食べる」だけでなく、「吸い込む」  
「触れる」ことも発症の原因となる。

例：小麦粘土を使った制作授業  
牛乳パックの洗浄（エコ体験）  
そば打ち体験

- ・安全を第一に考えた給食提供をする。
- ・食物アレルギーは学校で初発することも珍しくない。
- ・食物アレルギーは給食現場、教室内だけで起こるとは限らない。
- ・学校で提供されないものは、特に注意する。
- ・保護者と事前に確認をする。

## 食物アレルギーに関する 基礎知識



### 食物アレルギーの症状 (1)

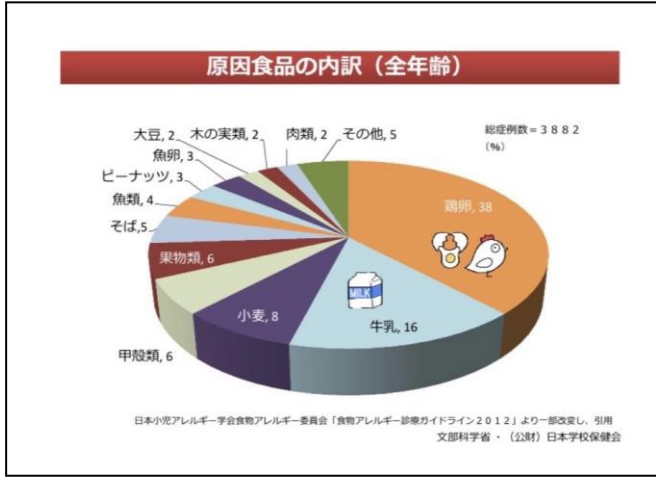
■皮膚の症状：

- ・かゆみ、むくみ、じんましん、皮膚が赤くなる

**じんましん** **皮膚が赤くなる**



文部科学省・(公財)日本学校保健会



### 緊急時の対応



文部科学省・(公財)日本学校保健会  
東京都「食物アレルギー緊急対応マニュアル」一部改変し、引用

### 緊急時の対応

発見者 = 観察者

- ・子供から離れず観察
- ・助けを呼ぶ
- ・緊急性の判断
- ・エビペン、AEDを指示

アレルギー症状がある(食物の関与が疑われる) 原因食品を食べた(可能性を含む) 原因食品に触れた(可能性を含む)

呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状	呼吸器の症状	消化器の症状
<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 顔が触れにくい <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるようなせき <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強いせき込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 我慢できない腹痛 <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける

一つでもあれば (ぜん息発作と区別できない場合を含む)

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

文部科学省・(公財)日本学校保健会

### アレルギーが出た場合

大阪府教育庁保健体育課に

「食物アレルギーヒヤリハット報告書」  
「食物アレルギー事故報告書」

を提出しなければならない。

### 食べそうになった 触れそうになった 場合

↓

### ヒヤリハット 報告書

学校名	科	学年	学年	部	室	活動
発生日時	年 月 日 ( )	年時	時 分	分		
発生場所	発生場所( ) 発生状況( )					
原因食品	原因食品( )					
発生原因	発生原因( )					
対応	対応( )					
経過	経過( )					
今後の対応	今後の対応( )					

※ヒヤリハットとは、事前に届出でもおこなっていない事故の事例、発症の事実が不明な事例を指します。ハットとする必要は、発症の事実が明らかで、発生時の様子や原因食品が特定でき、発症の事実について十分な情報に基づき発生したと認められる場合に限り「食物アレルギーヒヤリハット報告書」(様式2-1)により届出してください。

### まちがって触れた 食べた場合

↓

### 事故報告書

学校名	科	学年	学年	部	室	活動
発生日時	年 月 日 ( )	年時	時 分	分		
発生場所	発生場所( ) 発生状況( )					
原因食品	原因食品( )					
発生原因	発生原因( )					
対応	対応( )					
経過	経過( )					
今後の対応	今後の対応( )					

※事故報告書とは、事前に届出でもおこなっていない事故の事例、発症の事実が不明な事例を指します。ハットとする必要は、発症の事実が明らかで、発生時の様子や原因食品が特定でき、発症の事実について十分な情報に基づき発生したと認められる場合に限り「食物アレルギー事故報告書」(様式2-2)により届出してください。

### 「いつ」「どこで」「だれが」 食物アレルギーを引き起こすかわからない

誰でも対応ができるようにしておく！！